

小 論 文 (問 題)

(2019年度)

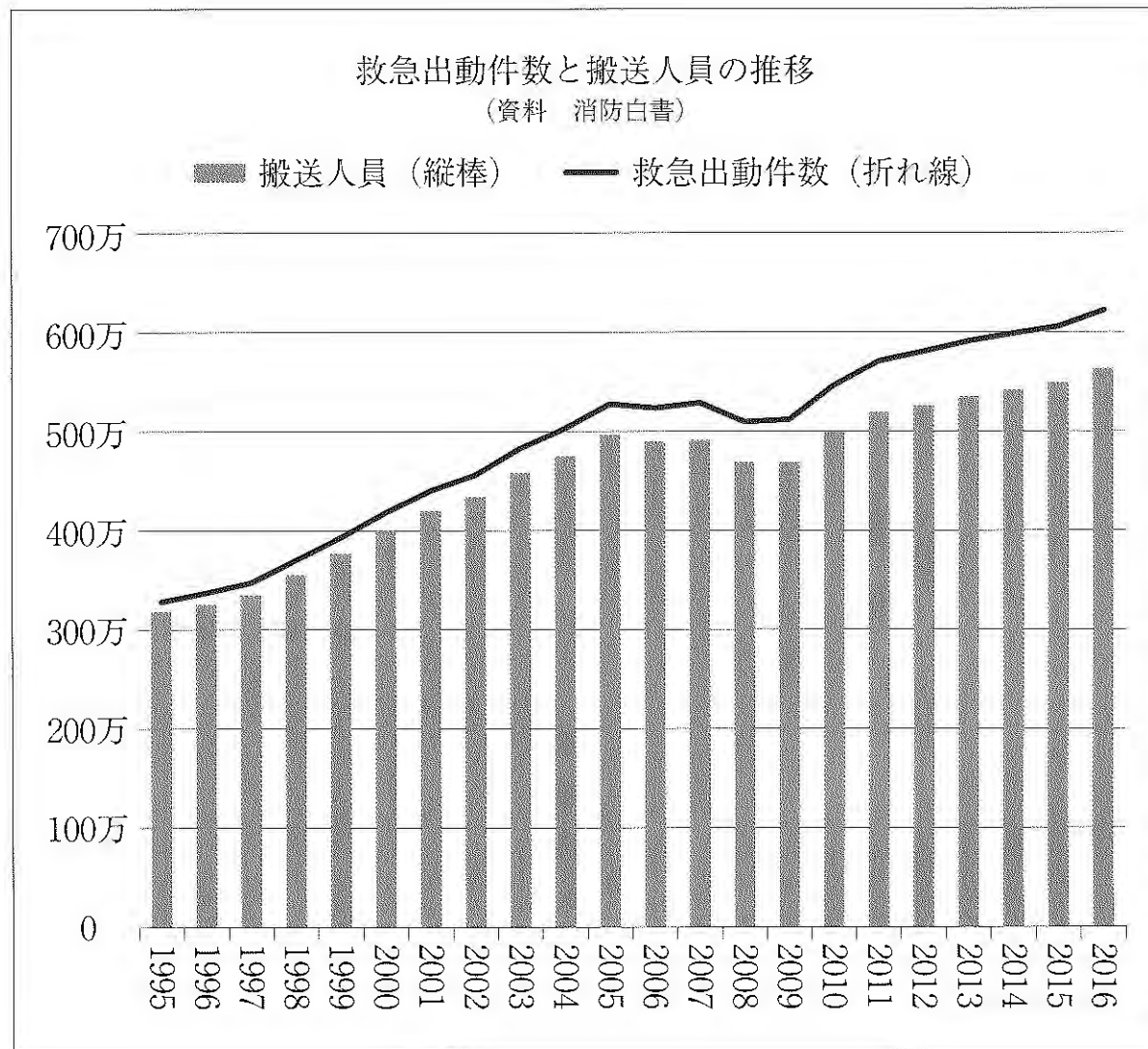
〈H31136361〉

注 意 事 項

- 1 試験開始の指示があるまで、問題冊子および解答用紙には手を触れないこと。
- 2 問題は2～4ページに記載されている。試験中に問題冊子の印刷不鮮明、ページの落丁・乱丁及び解答用紙の汚損等に気付いた場合は、手を挙げて監督員に知らせること。
- 3 解答はすべて、HBの黒鉛筆またはHBのシャープペンシルで記入すること。
- 4 記述解答用紙記入上の注意
 - (1) 解答用紙の所定欄(1カ所)に、氏名および受験番号を正確に丁寧に記入すること。
 - (2) 所定の欄以外に受験番号・氏名を記入した解答用紙は採点の対象外となる場合がある。
 - (3) 受験番号は右詰めで記入し、余白が生じる場合でも受験番号の前に「0」を記入しないこと。
 - (4) 題名(タイトル)は記入せず、解答用紙の一行目から本文を書き始めること。
 - (5) 解答用紙は表裏両面を使用する形になっている。表から使用すること。
 - (6) 下書きには問題冊子の余白を利用すること。
- 5 試験終了の指示が出たら、すぐに解答をやめ、筆記用具を置き解答用紙を裏返しにするなど。
- 6 いかなる場合でも、解答用紙は必ず提出すること。
- 7 この問題冊子は持ち帰ること。

次の【資料一】・【資料二】を読んで後の設問に答えなさい。なお、九〇一字以上二二〇〇字以内で述べること。また、改行によって生じる空欄は字数に数えるものとする。

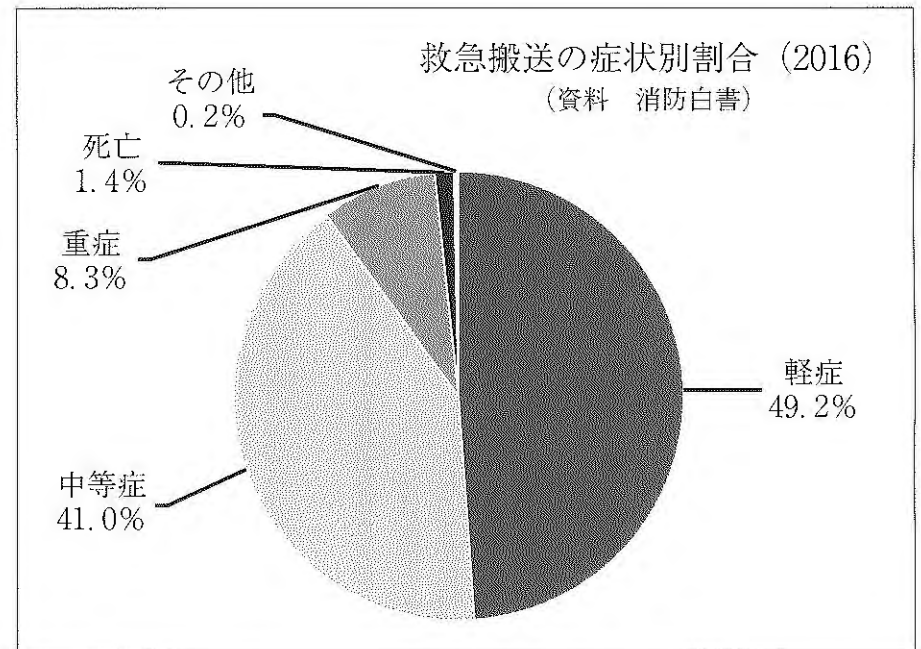
【資料一】



一九三一年に大阪で日本赤十字社が自動車を用いたのが、日本における救急車の始まりとされている。現在のように救急車が全国の消防署に配備され、二十四時間態勢で救急出動が可能になったのは一九六三年の消防法改正以降のことで、現在は、全国に約六二〇〇台、人口約二万人に一台の割合で救急車が配備されている。二〇一六年の救急車の出動件数は約六二二万件、一日平均では約一万七〇〇〇件となる。搬送人員を見ると、一年間に全国民の二十三人に一人が搬送されたことになる。

救急搬送の内訳を見ると、重症者は一割に満たず、初診医師が入院加療の必要なしと判断した軽症者が全搬送者の約半分を占めている。軽症者が安易に救急車を要請するケースが多いのが、全国どこの自治体でも悩みの種となっている。「歯が痛いから」「水虫がかゆいから」「シャワーの水が耳に入ったから」という理由も信じがたいが、「子どもが膝をすりむいたが、救急車で行けば優先的に治療してもらえるから」とか「病院へ行くのにタクシーを呼ぶとお金がかかるが、救急車ならタダだから」とかいう身勝手な理由で救急車を呼ぶ人もいる。

このような状況が続けば、本当に救急搬送が必要な人への対応が遅れることにもなりかねない。また、救急車は一回出動すると、人件費・整備費・ガソリン代等の経費が四万〜五万円かかるとされるが、当然、これらは税金で賄われており、地方財政が苦しい中でこのことは全国の自治体の大きな負担となっている。



軽症	傷病程度が入院加療を必要としないもの
中等症	傷病程度が重症または軽症以外のもの
重症	傷病程度が三週間以上の入院加療を必要とするもの
死亡	初診時において死亡が確認されたもの

不要不急の出動を減らし、年間二兆円にものぼる消防関連の経費を削減するため、二〇一五年、財務省の諮問機関が救急車の一部有料化を検討することを提言した。ちなみに、海外では救急車の要請は有料となる国が多い。また、無料が原則の国でも、シンガポールやスウェーデンでは、軽症の場合は有料であり、イギリスでも、要請があっても病院に運ぶかどうかは救急救命士が判断する。また、搬送費を医療費に含めて、任意保険の対象としている国もある。

二〇一五年に YAHOO! JAPAN が約十七万人を対象に実施したアンケート調査では、日本もすべて有料化がよいと回答した人が約二〇%、救急を要しない場合は料金を払わせるべきと回答した人が約六〇%、八割以上の人が有料化に賛成という結果が出た。しかし、有料にすると、本来に重症なのに本人や周りの人が救急要請をためらって病状を悪化させたり、お金を持った人が「金さえ払えば文句ないだろう」とタクシー代わりに使ったりする可能性がある。このようなケースは、実際に海外では見られるという。有料化には功罪が多く、今後の議論にはまだまだ紆余曲折があるだろう。

【資料二】 救急業務の一部有料化に対する消防本部の主な意見

救急業務の一部有料化について、自由記述方式で消防本部の意見を聴取した。その結果、生活困窮者等が救急要請を躊躇するのではないかと、有料・無料の区別・判断が難しい、傷病者とのトラブルが増加するのではないかと、料金徴収等に係る事務的負担が増加するのではないかなど、多くの本部から、一部有料化を導入した場合の様々な懸念事項が挙げられた。

◇ 生活困窮者等が救急要請を躊躇するのではないかと

- 生活困窮者が料金の徴収を恐れ緊急時でも要請を行わないことが危惧される。
- 要請側の生活環境や経済状態により、要請を躊躇することが考えられ、傷病者の重症化が懸念される。
- 有料化により重症患者が要請を躊躇する事が懸念される。
- 一部有料化（軽症の場合）により、本来救急車が必要な市民が要請を躊躇することも考えられるため、結果として市民サービスの低下につながる可能性がある。

◇ 有料・無料の区別・判断が難しい

- 軽症かどうかは、救急隊独自の判断が難しく、医師が判断するしかない。
- 傷病者本人及び家族が軽症と判断するのは難しく、また救急隊の判断では納得されない可能性もある。

- 軽症者の中にも緊急性の高い傷病者が含まれており、救急車の要請について判断が難しい場合もある。

◇ 傷病者とのトラブルが増加するのではないか

- 有料化した故に、お金を支払えばどんなに軽症でも搬送してくれるという考えが発生してしまうのではないか。

- 有料にすることにより住民から処置への期待値があがり訴訟等へ発展することへの懸念がある。

- 有料化することで搬送に係る傷病者及び関係者とのトラブル発生（早く搬送しろ」「希望の病院ではない」「等」の可能性が高くなることが想定される。

◇ 料金徴収等に係る事務的負担が増加するのではないか

- どの段階で料金を徴収するのか。救急隊で行うことはトラブルの増加、次の出勤への遅延が考えられる。

- 料金の徴収については、医療機関で判断し、請求してもらわなければトラブルの元になる。

- 第三者が救急要請し、傷病者本人、家族等が料金の支払いを拒否した場合、料金は誰が負担するのか、問題が生じる恐れがある。

（出典）【資料一】宇田川勝司『日本で一日に起きていることを調べてみた』（ベレ出版 二〇一八年）

【資料二】消防庁「平成二七年度 救急業務のあり方に関する検討会報告書」平成二八年三月
なお、作問の都合上、原文の一部を改変した。
※本ホームページに於いて、著作権者の要請により出典追記しております。
消防庁ホームページ <http://www.fdma.go.jp/>

【設問】

より良い行政の実現という観点から、「軽症の場合の救急車要請を有料化すること」の是非について、あなたの意見を示して、その理由を述べなさい。

賛成・反対のどちらかを必ず選ぶものとし、双方の主張に必ず言及する（片方の利点のみに触れることはしない）ものとする。賛成・反対の理由は、原則的にこれらの資料によること。

〔以下 余白〕

H31136361>

受験番号	千	百	十	一
氏名				

表

[illegible]

600

300

[illegible]

裏